

第8回教育委員会定例会会議録

平成29年8月28日（月）

場所：国立市役所第1・2会議室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳

付 議 案 件

区 分	件 名	
報 告 事 項	1) 教科用図書の採択に関する要望書について (2件)	
議案第40号	平成30年度使用国立市立小学校教科用図書の採択について	
議案第41号	平成30年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について	
	教育長報告	
議案第42号	平成29年度教育費(9月)補正予算(追加)案の提出について	
議案第43号	国立市図書館条例の一部を改正する条例案について	
議案第44号	国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について	
報 告 事 項	2) 市教委名義使用について (4件)	
	3) その他要望書について (2件)	
議案第45号	臨時代理事項の報告及び承認について (国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱等について)	当 日 配 布
議案第46号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	当 日 配 布

午後2時00分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。まだまだ厳しい残暑が続いておりますが、子どもたちの夏休みも終わりとなりつつあります。中学校3校と第六小学校が、明日から2学期がスタートとなるところでございます。子どもたちが元気に学校へ登校し、また、円滑な学期のスタートが切れるように望んでいるところでございます。

それでは、これから平成29年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第45号、臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱等について）及び議案第46号、臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）は、いずれも人事案件ですので秘密会といたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 報告事項1） 教科用図書の採択に関する要望書について

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に、報告事項1、教科用図書の採択に関する要望書についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 教科用図書の採択に関する要望書は2件でございます。新日本婦人の会国立支部及び子どもの権利条約を読む会よりそれぞれ要望書をいただいております。以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。本要望書につきましては、この後に行います採択議案にかかわるものとなっております。従いまして、前回定例会での同様の要望書をいただいたときの取り扱いと同じく、各委員の参考としていただくということで、この場における意見等の取り扱いはしないということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（2） 議案第40号 平成30年度使用国立市立小学校教科用図書の採択について

○【是松教育長】 それでは次に、議案第40号、平成30年度使用国立市立小学校教科用図書の採択についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第40号、平成30年度使用国立市立小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

国立市立学校教科用図書採択要項に基づき設置されました教科用図書審議会の調査及び審議結果につきましては、7月25日に開催されました教育委員会定例会において、大山紀子教科用図書審議会委員長から、机上に配付しました資料のとおり報告がありました。

また、6月16日から7月7日まで、くにたち中央図書館及び国立市公民館において教科用図書展示会を実施いたしました。

市民等の皆様から35件のご意見をいただき、7月の教育委員会定例会において、資料として配付をさ

せていただいております。

本日は、平成30年度から平成31年度までの2カ年間、国立市立小学校の「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書の採択となります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。さきの7月25日開催の定例教育委員会におきまして、教科用図書審議会から審議結果の報告を受けたところでございます。各教育委員は審議結果や要望書、それから35件のアンケート等を参考に国立市の公立小学校にふさわしい「特別の教科 道徳」の教科用図書についての考えをお伺いいただいたことと思います。

それでは、ご意見をいただきながら、平成30年度使用の小学校道徳教科用図書についての採択をしていきたいと思っております。

それでは、各委員からご意見を賜りたいと思っております。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 それでは、道徳の教科書の採択に関する意見を述べたいと思っております。

今回は、教科書採択が1教科だけということで、時間もありませんでしたので各教科書をほぼ全部読ませていただきました。また、何回も読んだりすると、正直言いまして感じるものが毎回少しずつ違ってくる。裏返すと、道徳というものが非常に大変な教科なのだなどと改めて実感したところです。教科書を見ていきますと、今回は8社が出ております。それぞれが苦労していいものをつくろうと、いろいろな考えを持たれているのだと感じさせていただきました。

構成であるとか設問であるとか、あと別冊をつくられているところも3社ほどありますし、それぞれの考え方で工夫されているのだなどと、まず最初にご苦労を感じたことをお伝えしたいと思っております。

道徳に関しては、基本的な四つの観点がそれぞれ入っているわけですけれども、私が大事にしたいなと思ったのは、まず、生きていること、命の部分もあるのですけれども、生きていることの尊さ、すばらしさを感じられる部分はどうかののだろうか。

それから、自分のこと、他人のこと、これも観点に入っていますけれども、お互いのことを尊重することが入っているのか。そのために、さまざまな意見があることを聞いて深めることができるのか、というようなことに関心を持ちながら見ておりました。

それからもう一つは、子ども自身が使いやすいのかどうか、実際に教える先生方が使いやすいものなのかどうかというようなことも、これが審議会からの結果に出ているかと思うのですけれども、そういう点を重視して、本当は全部の会社にコメントを言わなければいけないと思うのですけれども、そのうち私自身が考えた三つの会社に関するコメントを言いたいと思っております。

まず、学校図書ですけれども、さっと見て内容が子どもにとってためになると感じられるもの、読み応えのあるものが多く載せられているなという感触を持ちました。いろいろ考えることもできていいなと思ったのですけれども、一方で、読み物と活動の二つに分冊をしていて、読み物のほうには設問がほとんど入っていないので、読むことにおいては読み応えがあるなと感じたので、好感触を持った部分があります。

ただ、活動と2冊になるものですから、そのことがどうかの、使い勝手がどうかのなということとは、子どもや先生にとって大変さはあるのかなといった感触を持ったところです。

あと、光村図書出版の最初のところで「みんな生きている、みんな生きている」というのは、私にとっては非常にいい言葉だなと。みんな生きているのだよ、みんな生きているのだよ。それをベースにつ

くられているので、当然ですけれども生きること、命に関することは結構充実して書かれているなという感じを持ちました。

それから、教材の部分もしっかり載せられていて読み応えもあったのですけれども、よくよく読むと長いです。これだけを45分の授業で読んで導いていくというのは、もしかしたらかなり苦勞する部分があるのかな、というようなことを感じた部分がございます。

最後に東京書籍。これは前の二つと雰囲気違ってわかりやすく、使いやすいのかなと最初の印象で持ちました。四つの観点ともバランスよく入っています。

私は、福祉のほうにもかかわっているのですが、車椅子の方のことやしょうがいを持った方、施設のこととか、いろいろな学年に載っていたのはいい感触を持ちました。ただ、1カ所だけ車椅子の場面において、車椅子に乗るのは大変で、人から親切にされるとどんないい感じを受けるかという部分があるのです。そうなった感じはわかるのですけれども、国立市は「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」をしまして、車椅子でも普通に生活していいのだよということを宣言しているまちです。車椅子だと周りの手助けがないと生活できないと読めてしまう部分がありますので、ノーマライゼーションの考え方をその際にフォローする形で教えていただくといい教材になるかな、そんなことを感じました。

また、東京書籍のところに書いてあったことなのですけれども、「模範解答はない」という一言がまさに道徳そのものだなということで、三つの会社の教科書をそれぞれ読ませていただいて、長くなりましたけれども感想を述べました。

総合的に見ていくと、使いやすさなどを含めてみると東京書籍の教科書が一番いいのかなという感想を持っているところがございます。ほかの方の意見を聞きながら、また意見があれば述べたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

城所委員、お願いします。

○【城所委員】 今回8社の教科書を見せていただいたのですが、先ほどの説明と先生方のご意見、または市民の皆さんからいただいたアンケート等、そういうことも全て含めて見せていただきました。

先ほど、山口委員もおっしゃられたように、各社とも苦勞して初の道徳の教科書をつくられたのだらうなという部分が見え隠れするようところがたくさんありました。

今回、先生方のご意見の中にもいろいろあるのですけれども、子どもたちの教科書として内容はもちろんのこと、サイズとかノートの有無とかそういうところも一緒に見ていきました。

まず、2種類教科書があって、教科書だけとノートつきと二つに分かれたのですけれども、その点のところからお話させていただきますと、ノートがあるないは賛否両論、先生方のほうでもあったと聞いています。小学校1年生から6年生までの発達段階に合わせますと、先生方としては全学年にノートを使うというのは難しいという意見もあって、私自身も子どもたちがノートを忘れてたり途中で紛失したりとか、ノートの使い方先生の中でもいろいろ相談をしていったりとかそういう打ち合わせ等、たくさん発生することもあるかなと思いました。教科化になって評価をするということがあってのノートかなというところもあって、工夫としてつけられてはいるのですが、今回ノートは国立市ではどうかなと思いました。

あとは、サイズもいろいろあって、全てランドセルに入る大きさなのですが、毎日持ち運んだりする教科書になっていきますので、使い勝手と重さ等でやはりA B判ほどの大きさが妥当かなと思います。

内容等についてお話をさせていただきますと、定番の資料プラス各社の特徴的なもので、それぞれが構成されていたと思います。正直、中身を読んでいくと、多分この辺を狙って話し合いをしてほしいのだなと

というのがわかりやすくなってしまっている教材というか、子どもにとっては、あそこをやるのでしょいうみたい、そう見えてしまうところもあると思います。

人の生き方や歴史上の人物、活動している方々などたくさんの人を掲載しているのですが、平均4ページの中で大きな命題に行きつくには、正直難しいというか、例えばその4ページを読んで人の命や生き方まで1時間で行けるのかなと、難しいと思うことも中にはありました。

1時間でやらなくては行けないと、今のところ単元の制限もありますので、実際やってみてそこは2年後にまた新しく採択等もありますので、変わっていくかもしれませんが、そういうところもありました。

発問とか教科書等のつくりが丁寧過ぎたり、教科書によってたくさん設問がちりばめてあったり、こういうポイントで見ていくといいよということを丁寧に書いてあるところから、二つのポイントしか書いていないところまで幅があったのですけれども、誘導されるような質問等がたくさん書いてあると、示された道を行けばいいみたいなどころで、考えて議論する道徳という点では難しいのかなと思いました。

特に国立市の先生の場合は、もしかしたら全てがいろいろ示されていて、その道をたどっていくというよりは多少方向性が示してあって、先生方の考えや独創性、その地域、子どもたちの特徴などでいろいろな授業をつくっていくほうがいいのではないかなと思いました。

あとは内容ですけれども、全部の教科書に載っていたり、多く使われているものがあったのですが、ちょっとした語尾や文字の大きさとか、例えば挿絵とか写真とか追加説明等で全く違うお話の雰囲気になってくる、そういうところが印象として強かったです。インクルーシブ教育を国立市では、大切に長年やってきているのですが、配慮してつくられてはいるのですが、あまりにたくさんの情報がちりばめてあったり、本文より絵のほうが目立っていたり、高学年にしては幼過ぎるかなというような挿絵、写真等がありました。

8社見せていただいた中で、個人的には光村図書が丁寧なつくりで、本文も読み応えがあって読みやすいと思ったのですが、いろいろご意見等を伺った中で1時間で本文を読み取って、そこから展開していくというのはボリュームがあり過ぎると、確かにそうかもしれないなと思いました。

いろいろと感想等を述べさせていただきましたが、全体的なバランスを見せていただくと、東京書籍の教科書が今回使うに当たって一番使いやすいのではないかなと判断させていただきました。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○【高橋委員】 各委員、意見が共通するところがあるかと思いますが、私も事前に準備してきましたのでそれに沿って意見を述べたいと思います。

まず、道徳の教科書は、各教科書会社8社それぞれ特徴があって工夫しているなと思いました。審議会の報告書を十分に吟味しながら、市民からのアンケートや要望書も参考にして意見を述べたいと思います。

まず、教科書の大きさについてです。A4サイズの教科書は2社あります。これは、使う児童にとっては大き過ぎるのではないかと思います。逆にB5サイズという教科書もあります。これは高学年では当然のことながら文字が小さくなります。国語と違って道徳は先ほど城所委員もおっしゃっていましたが、1教材1単位時間45分なのです。その45分の授業で児童が、その長い文章を読み取ることは難しいのではないかと。国語であれば、1単位8時間とか9時間とか長い時間をかけて何回も読むことができますけれども、たった1回45分で全てを読み取るということは、大変困難ではないかと思います。

続いて内容です。3社候補に上げました。まず、日本文教出版です。学習の手引きとして道徳の学び方が児童にもわかりやすく、写真と文章で説明しています。さらに、「心のベンチ」として発展的な内容も

あり、考えを深めていくという点でこれは役に立つだろうと。指導者にとって使いやすいのではないかと。ただし、分冊になっているということです。

学校図書は、巻頭に道德のイメージや学習の流れをつかむページがあります。そして、別冊「活動」の中で発問例があり、指導者はこれを参考にできると思います。さらに、挿絵と文章のバランスや構成が工夫されています。ただ残念なのは、読み物と活動集の掲載順が一致していないということ。さらに、余白が少なく文字ばかりが多くなって見える。そして分冊になっているということです。

最後に東京書籍です。東京書籍は1年間の見通しを見開きで示すページがあり、また、1時間の問題解決的な学習の流れや方法を示すページがあって、考える道德を意識してつくられているなど感じます。主な発問を二つ資料の後に示し、写真と挿絵がカラフルできれいという印象を受けます。分量や構成、内容のバランスがいいということで、特に目立っているかなと思います。そして、巻末に「輝く自分に」というのがあって、道德的实践につなげることが期待できるなど感じています。

以上、3社を候補として比較検討しました。審議会の報告では、このいいなと思った2社ですが、分冊は管理上使いにくいということですので、結論として東京書籍の「新しい道德」が採択するのに一番ふさわしいのではないかと考えております。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 東京書籍がいいと思います。ほかのも読んだのですけれども、道德の教科書をつくるのは大変ですね。自分がつくるのだったらどうなるかなと思うと、頭が変になってしまいます。

全体的にいろいろ読んだ感じでは、昔のジャン・バルジャンの「銀の燭台」、それから「青の洞門」、東京書籍でいうと野口英世であるとか、この人は非常に道德のある偉い人だと決まった人を使っていれば安心なわけです。だから、そういう懐かしい話がいっぱい出てきておもしろかった。

東京書籍はいいのですが、その上で東京書籍で少しどうかなという部分があります。例えば、野口英世です。野口英世というのは、ここにあるように清作という名前で自分を一番偉い人間だということで、自分で英世と、英雄になるという意味でつけるわけです。それから借金王で借った金を一切返さなかったと。アメリカに行って酔っ払いの奥さんと一緒に暮らして、それで追われてアフリカに行って、少しでも野口英世のことを読んだことがある人ならば、野口英世はつくられた英雄、自分が英雄になろうとした人という一面があるわけです。

例えば、道德というのは、野口英世はやけどをしたけれどそれを乗り越えて五千円札にもなって、あのころは野口英世のことを新書でも書いたことがあって、私も責任があるかなと思ったけれど、すぐに消えてしまいました。小泉首相のときに五千円札になったのです。

それから、宮沢賢治については、私は専門で詳しいから必ず点検するところがあるのですが、点検したところでよかったのは、「雨にも負けず風にも負けず」というのは、小学生のときに暗記させられたのです。昭和の世代の貧乏な少年が、「雨にも負けず風にも負けず」ただひたすら頑張っ行って行けという、流れとしては国家主義的なものが背景にあるわけです。

賢治の場合は、国家主義の強い日蓮宗の中の国柱会というのに入って、ストイックだからどんどん入り込んでいくわけですが、最後に「褒められもせず苦にもされずそういうものに私はなりたい」とここで終わっているけれど、ちょっとでも知っている人はここが終わりではないのです。賢治の残された手帳に書いてあったのが、次に「南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經」と五つ出てくる。

「南無妙法蓮華經」というところに導くための前文なのですね。

それでもいいと思ったのは、ここにある「ヒドリのときは涙を流し」の「ヒドリ」を「日照り」から、もとに戻しているところがきちんとやっているなど。この「ヒドリ」は、賢治に対しては高村光太郎が非常に評価をして、生きているときは無名だったのだけれど、死んでから一気に有名になった人です。だから、日本人には宮沢賢治を褒めるという言葉のその裏に、何も知らないで一生懸命やっていたという、一種の尊敬と侮蔑が入っているのです。

「ヒドリのときは」の「ヒドリ」の意味が分からないから日照りとなった。高村光太郎が直したのです。「ヒドリ」という言葉はないから「日照りのときは涙を流し」でずっと来たのだけれども、「ヒドリ」というのは1日働いた1日分の日取りなのです。ですから、ほとんどの賢治全集で「ヒドリ」を日照りと直しているのを間違いだと報告してきたのです。「ヒドリ」ともとに戻しているので、このページを担当した人はきちんと編集しているなど細かいことですけれども、そんなことを感じました。

全体としては、6年生のところに南方熊楠が出てきたので、熊楠が教科書に載ったかという感無量の思いがあります。こちらのほうには少くも熊楠のことがあるのかなと思ったけれどなくて、最後に「世界にまるで不用の物なし」という、いい言葉ですね。南方熊楠を入れてくれただけで、いい視点があるなということを感じました。

各社頑張っているいろいろ工夫しておりますけれども、学校図書の分冊に、学校で水を流したり、走ったりしていて、この中でよくない人がいますから○をつけましょうという絵があって、水を流している人とか、走っている人とか、これも悪いと思うのだけれども、少し考えるとみんなが騒いでいるのに、何も言わずに後ろで静かにしている人というのは、果たして道徳的にどうだろうかと考えたりするぐらいです。

道徳というのは非常に難しいわけで、教科書はとっかかりであり、一番問題なのは先生です。若い先生もいらっしゃるし、40代、50代の先生もいらっしゃる。先生の生きてきた価値観というのは、先生の言葉で児童に伝わるのが一番だと思うから、教科書というのはそのきっかけで、どこのところを取って児童に語りかけていくのかなということです。それは、生きていく意味ということだと私は思います。

その意味では、反論とかもありますけれども、基本的にはみんなよくやっていると感心いたしました。結論としては、私も東京書籍がいいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。各委員のご意見をいただきましたので、私のほうも少し意見を述べさせていただきます。

まず、「特別の教科 道徳」の学習というのは、善悪の判断、決まりの順守、それから礼節を養うといった直接的な行動規範の学習だけではなくて、人間、人権の尊重と生命の大切さを基本として人に対する思いやり、それから寛容性を育み、そして自己肯定感を高め自己の生き方についての考えを深めるという、まさに人間性の涵養のための学習であると思っております。

そして、そのことについて児童みずから気づかせ、理解させ、児童みずからが考え、主体的に学習することにより、涵養という言葉が示すとおり少しずつ水がしみ込むように、児童の心に豊かな人間性や道徳心が養われていく学習であり、教材であると思っております。

したがって、その学習の手助けとなる教科書も児童の発達段階に応じて、児童の興味・関心を引き、みずからの考えを深めさせるもの。また、自分の考えを表現したくなりお互いの考えを話し合う言語活動を活発にするもの。そして、学んだ内容を学校生活や家庭、地域社会での多様な実践活動、体験活動の中で生かせるような内容が充実しているものが望ましいと考えています。

こうした視点から、各教科書を見ましたところ、どの教科書も道徳という教科の特性に配慮し、それぞ

れに工夫を凝らした題材の選択や構成・編集がされていると思いました。正直なところ、私個人の評価として、各教科書に一長一短はありましたが、極めて大きな優劣のつくものではないところでした。

こうした中、実際に教科指導を行っていく教育現場の意見である審議会の報告や、見本展示における保護者や市民のご意見などを参考に、選択教科書の検討をしてみました。

まず、教材内容的には子どもたちの興味・関心を引き起こすものとなっているかどうか。考え、話し合わせる教材の有無はどうか。いじめ防止に資する教材の内容はどうなっているか。情報モラル等現代的課題に触れた教材の内容はあるか。先人や偉人、著名人教材の扱いとそのバランス、それから定番といわれる教材の量とバランス。

また、教科書の編集、構成については、教科書サイズ、文字サイズについて指導上の取り扱いやすさや見やすさがしっかりと配慮されているかどうか。また、イラスト・挿絵がバリエーションに富んで、単元ごとの新鮮さが感じられるものになっているかどうか。

それから、これは各委員からもご意見でいただいておりますが、別冊やノート付きの教科書については審議会の意見においても、管理や使いこなしの課題が指摘されている点について、配慮をいたしました。

以上により、総合的かつ取捨選択的に検討した結果、まず今回は別冊やノート付きの教科書は審議会の意見を踏まえ、また、他の委員のご意見にあった視点により外すことといたしました。残りの教科書中、内容的なバランスから、私は東京書籍「新しい道徳」、それから光村図書「道徳 きみがいちばんひかるとき」を選択肢に残しました。

いずれも、冒頭に学びの目当てが掲げられ、次にテーマ、本文へと導いていき最後に光村では「考えよう」、東京書籍では個々の設問があるという、シンプルでわかりやすい編集となっています。教材も指導の発達段階に応じた適切な教材が学年ごとに割り振ってあります。児童に多様な考え方をさせ、児童の考えや思いを引き出す教材も充実していると思いました。また、構成がシンプルな分、教員にとっても工夫を凝らした指導が行えるところとなっていると思います。

ただ、二つの教科書を比較しますと、光村図書は審議会報告にありますとおり、低学年において文字情報が多く、活字が小さいという指摘がありました。文字量が多い分、文章表現は豊かですが低学年には文字情報が多くなり負担かもしれません。また、視覚表現においてもインパクトに乏しい点があります。各社定番である「かぼちゃのつる」などで比較してそう感じました。東京書籍などは、吹き出しやコマ割りの視覚表現で工夫が凝らされています。

しかし一方、同じく定番的な「二羽のことり」で比べると光村図書は文章量が多い分、二羽のこつりの状況説明や感情説明がよくなされているとも思いました。片や、東京書籍はこの教材では、文章があまりにも簡潔過ぎて話の深みがないような感想を持ったところです。

また、東京書籍は先人や偉人を題材とした教材、あるいは定番教材が他社に比べて比較的少なくなっております。そのせいか、これまでの道徳の香りやテイストとは少し異なる感じの雰囲気的道德教科書である印象を持ったところです。唯一教科書名を「新しい道徳」と銘打ち、あえて「新しい」という言葉を配したというのは、こういったことがゆえんなのかなと思ったところでございます。

いずれの教科書も一長一短があるところですが、教科書としての内容・構成、それから編集の総合的なバランスから、私も東京書籍を採択したいなと思ったところでございます。

私のほうからは以上です。

それでは、各委員からご意見を賜りました。補足的なご意見はございますでしょうか。

山口委員、お願いします。

○【山口委員】 先ほど、嵐山委員も言われていましたが、同じ題材であっても使うところによって違う、教科書会社によっても使っているところが違うし、また、その読み取り方によっても違ってくる部分もあったりするので、これは大変だと思うのです。教える先生方へのフォローをしっかりとやっていくことが必要だと、きょうのお話を伺いながら改めて思いました。

多分、それぞれの会社も教員用の指導書が出されると思うのですがけれども、それがまたどれくらいフォローされているのか、また、国立市としてはそれをどのように見ていくかというのが、大変になる部分もあるかと思うのですがけれども、ぜひ、そこの配慮をしていただければいいなということを感じました。よろしくどうぞお願いいたします。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 一通りご意見を伺って感想にもなるのですが、今まで年に1回、道徳公開日ということで地域の方、保護者の方にいらしていただいて、道徳の授業を公開するというところでやってきたのですが、いよいよ教科書ができるということで、お家に持って帰って保護者の方も目を通してとか、世の中の的に関心が高い出来事がこれから始まります。道徳はとても難しく、いろいろな考え方をしているということで始まったので、教科書的にある一方向が示してあったとしても、それはあくまで道しるべであったり、先ほど嵐山委員がおっしゃったように、きっかけであると思っています。周りの大人が寄ってたかってこっちに行こうと子どもたちを強引に連れて行くようなことは、避けたいなと思っています。

先生が言っているからそうだよとか、お家の人がそうだからそうというわけではなく、周りの大人がそう考えるけれども、自分はどうかと子どもたちに余白というか、少し余裕を大人の皆さんで与えていきたいなと思っていますので、皆さんよろしくお願いいたします。

以上です。

○【是松教育長】 嵐山委員お願いします。

○【嵐山委員】 城所委員が今、おっしゃったことで私が考えたのは、道徳の教科書は本当につくるのが大変だと。今、是枝教育長が言われたように、教えなければいけないことは山ほどあるわけです。それを全部ここで、道徳の時間は1時間でしょう。引き受けていくというのは、先生も大変だし教科書も大変だ。

だから、道徳の教科書というのはもっと簡単な、シンプルな、児童と先生が例えば一つの問題について考えるというような、もっと薄くてシンプルでそういうものにこれから、児童と一緒に先生が考えるような問題提起をして、いじめの問題に関しても結論は一つではないのです。こういうことに当たったときに、どうのように考をもっていくのか、授業もそういうようになっていき、教科書もそういうものが出てくると、新展開になるなという感想を持ちました。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各委員からのご意見を賜りました。幾つか出版社の名前が出ましたが、学校図書、光村、日本文教、東京書籍というところでのそれぞれの評価があったと思いますが、全員、総合的に推されているのが東京書籍というところではないのかなと思います。

平成30年度使用国立市の小学校教科用図書道徳について、東京書籍を採択するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 ありがとうございました。

それでは、平成30年度使用国立市立小学校教科用図書道徳については、東京書籍を採択することとい

たします。

国立市では、平成 13 年に先ほど城所委員からご報告ありましたように、道徳授業地区公開講座を開始するとともに、各校において道徳授業研究に取り組み、この 16 年間、絶え間なく道徳教育の実践を続けてまいりました。

特にこの 6 年間は、問題解決的学習指導の視点に立って、道徳授業を行ってきたところでございます。こうした実績を通じて、教科としての道徳指導の素地は十分培われていると思います。

しかし、小学校の先生方におかれましては、採択教科書について引き続き教材研究に励み、工夫を凝らした指導案の作成を行っていただき、平成 30 年度よりの「特別の教科 道徳」の授業に臨み、子どもたちの豊かな心の育成を図っていただきますよう、期待しているところでございます。



○議題（3）議案第 41 号 平成 30 年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について

それでは、次に議案第 41 号、平成 30 年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 41 号、平成 30 年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。

国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき設置されました教科用図書審議会の調査及び審議結果については、7 月 25 日に開催されました教育委員会定例会において、牧野陽一郎教科用図書審議会委員長から、机上に配付しました資料のとおり報告がありました。

本日は、平成 30 年度に国立市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択となります。

なお、小学校の特別支援学級における「特別の教科 道徳」については、審議会報告では検定本となっており、先ほど採択いただきました教科用図書を使用することになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。

こちらも 7 月 25 日開催の定例教育委員会におきまして、教科用図書審議会から審議結果の報告を受けております。改めてご意見等、ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 先月の定例会で、審議会からのご報告を受けて細かなご説明を受けました。しっかり考えられているので、審議会の報告どおりの教科書で結構だと思います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採択に入ります。皆さん、ご異議がないようですので審議会の結果報告のとおり採択したいと思います。道徳の教科用図書につきましては、審議会報告では、いずれの学校も検定本を用いるということとなっております。先ほど三浦教育指導支援課長の説明にありましたように、空欄となっております発行者名は東京書籍ということになります。

では、審議会報告のとおり採択をすることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第 41 号、平成 30 年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択については、審議会の審議結果報告のとおり採択いたしました。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。再開を2時55分といたします。

午後2時45分休憩

午後2時55分再開



○議題（４） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

続いて、教育長報告を申し上げます。

7月25日火曜日、第7回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についての報告を申し上げます。

7月27日木曜日に、給食センター運営審議会を開催しております。

8月1日火曜日、平成28年度国立市会計決算審査の一環として教育費の決算審査が、8月2日まで2日間にわたって行われております。

8月2日水曜日に、初任教員9名を対象とした宿泊研修会を2泊3日青梅市で行っております。

また当日、第26回文化芸術講演会「深海2017」を113名ほどの市民の参加のもとに芸小ホールで開催いたしました。

8月3日木曜日に、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

8月5日土曜日、「くにたちの教育」第148号を発行しております。

8月7日月曜日から16日まで、一小、三小、四小において、学校プール開放事業を開始しております。

8月8日火曜日、公民館運営審議会が開催されました。

8月14日月曜日には、この日より8月25日まで、小学校5年生の野外体験教室を各校2泊3日で清里周辺で開催しております。順次2校ずつ実施をいたしたところでございます。

8月16日水曜日、東京都市教育長会が開催されております。

8月17日木曜日、この日より23日まで市内5地域におきまして、夏休み中の事件・事故防止啓発の巡回を行っております。

8月21日月曜日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会並びに理事研修会が開催されております。

8月22日火曜日に、文化財保護審議会を開催いたしました。

8月26日土曜日には、国立市体育協会主催の国立市民体育祭総合開会式が国立市総合体育館において行われました。

8月27日日曜日、国立市総合防災訓練が開催され、教育委員会からも教育長、教育次長、関係職員が参加をいたしております。

また当日は、青少年の長崎・シンガポール派遣の報告会が開催されたところでございます。

教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対するご意見・ご感想がございましたらお願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 夏休みということで、さまざまな活動が行われた一月だと思っております。

その中で、この教育長報告に載っていないのですが、先生たちの研修会ということで、7月31日に特別支援教育研修会というのが行われまして、午前中が算数で計算が苦手な子どもたち、私は午後だけしか出られなかったのですが、読み書きが苦手な子どもたちに対しての指導法ということで研修がございました。

担当の先生たちが大勢出られていて、実際にケースを抱えられていますので、非常に熱心に参加されて

いたのが印象に残っております。私は午後の会に出まして、たまたま講演の先生とお話をしたところ、私の知っている人の明星大学のゼミの方でした。話題が弾んだのですけれども、その中でも大きい部分というのは、LD（ラーニング・ディスアビリティ）、学習障害と言われているのですが、LDの考え方がラーニング・ディスアサビリティからラーニング・ディファランス、学び方の違いみたいなそういうようなこと。これはしょうがいの受けとめ方の違いとアプローチの違いによっている部分もあって、そういう部分で子どもたち自身の困難さをしっかり感じ取って、その困難に合わせた一人一人状況によって違う部分がある。本当に細かな研修だった印象を持っております。

後で、出られた先生方からの感想といますか感触みたいなものがあれば、ご報告していただければありがたいと思います。

もう一つご報告していただきたいのが、夏休みがきょうで終わる学校が4校、中学校全校と第六小学校。あと、31日までが夏休みの小学校です。この時期までの夏休み中の状況をご報告いただければありがたいと思います。

以上です。

○【**是松教育長**】 それでは、特別支援教育研修会の状況について。

荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 それでは、特別支援教育研修会についてご報告をいたします。

午前、午後あわせて延べ102名の教職員等の参加がございました。教員の声といたしましては、例えば小学校の特別支援教育コーディネーターからは、次年度から全校実施する特別支援教室に向けて、対象児童のアセスメントに役立つ知見が得られたといった意見をいただいております。

また、通常学級の担任からも、具体的な実践事例が大変参考になったという意見が挙っておりました。ただ、通常学級の指導の中で個に応じた配慮や教材の準備というのは、なかなか現状では難しいといった課題の声も上がってございましたが、これについては、今後、特別支援教室が開室となったときに、各校1名配置される特別支援教育専門員を有効活用することで改善していけるという認識でございますので、ぜひ、今後検討していきたいと考えてございます。

今回の研修会については、特別支援教育コーディネーターは、全ての学校から参加するようにお伝えしたのですが、その他の教員については希望する教員のみのご参加でございます。今後、こういった教員を中心に、ここで得た知見を学校全体に広げていってくださいと、最後にお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○【**是松教育長**】 よろしいでしょうか。もう1点は夏休みの状況についてです。

荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 それでは、夏季休業日中の学校の様子等についてお伝えいたします。

夏季休業日中は水泳指導、また部活動など課外活動が盛んに行われておりましたけれども、現在のところ交通事故も含めて大きな事故等の報告は受けてございません。

また、7月、8月は地域の行事も盛んに行われ、子どもたちは地域の方と接しながら、ふだんはできない体験ができる期間として、有意義に過ごしていることと思います。地域行事には、学校も協力する部分が多くありますので、夏季休業日中は、学校と地域が連携する機会ともなっております。

以上です。

○【**是松教育長**】 よろしいですか。ほかにご意見等いかがでしょうか。

城所委員、お願いします。

○【城所委員】 幾つか感想と質問をお願いしたいと思います。

まず、初任者研修ということで、初日の午前中と午後初めの時間と一緒に同行させていただきました。初任ということだったのですが、年齢はバラエティがあったのですけれども、とにかく皆さん非常に一生懸命に参加されている姿と、とにかく吸収して帰ろうというのと意欲もあるし、あとは感度も高かったのではないかなとお見受けいたしました。

まだ、1年目の1学期が終わったところでへとへとのところもあったかもしれないですが、あまり構え過ぎてややこしくなってしまうなとも思ったので、自分が素直に感じたこととか、感じるアンテナを大切に2学期以降やっていただけるといいなと思いました。

3日間通しての皆さんの様子を後で教えていただけるとありがたいというのが1点です。

それと、27日、昨日ですね。これは子ども家庭部の事業なのですが「青少年長崎・シンガポール派遣報告会」に出席いたしました。壮行会のほうは予定が合わずに出席できなかったのですが、どの子どもたちも貴重な体験をして、物すごく体感として帰ってきたというのが表情を見てとれました。多分、送り出した親御さんや先生方が思った以上の伸びしろで、帰ってきたのではないかなと思います。

回数を重ねているのですけれども、国内外を問わずいろいろな方の協力のおかげで、これだけのことを体験させていただけるのだなということに感謝だなと思いました。

最後に、中高生たちの会でビフォー・アフターということで、自分の行く前と帰ってきた後というのをある一単語にまとめて、発表する場面があったのですけれども、そこまで変わるのかと。ある女の子は、その一言を「レボリューション」と書いていて、自分の人生の中で革命的なことだった、天と地がひっくりかえるようなことが自分に起きたということ話を話していて、人が変化して次に歩いていこうという姿と一緒に見させていただけるのは、ありがたいなと思いました。市長の表情もワクワクしていて、大人もたくさんエネルギーをもらった会でした。

一人一人の子どもたちが学校なり自分の場に帰って、この体験を皆さんに伝えて、どんどん広がっていくといいなと思いました。来年以降、どのような形になるかわかりませんが、また機会があったらいろいろなところに子どもたちが参加して、体験できるといいなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ご質問は。

○【城所委員】 初任者研修の3日間を通して、皆さんのご様子等を教えていただければと思います。

○【是松教育長】 済みませんでした。

初任者研修の様子ということで、植木指導主事。

○【植木指導主事】 今年度9名の初任者教員が参加したのですが、宿泊研修を通して初任者が校種を越えて交流を深めることができました。1日目の午前中に行った仲間づくりの研修によって、研修生の中によい関係が生まれ、その後の研修では活発に協議する姿、グループで協力して取り組む姿が見られました。

道徳の授業づくりについては、本宿泊研修で最初の1歩を踏み出したところであり、今回、各初任者が見つけた課題を所属校に持ち帰り、一層の授業力向上に努めることを期待しています。

以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 先ほど教育長報告にありました、8月2日、くにたち市民芸術小ホールで行われた文化

芸術講演会に参加した感想を述べたいと思います。

テーマ「知られざる深海の喰う－喰われる」というテーマで、日常、私たちの目に触れることはない深海生物たちの生活ぶりを調査研究の話とクイズを織り交ぜた内容で、参加者の一人として興味深く聞くことができました。

講師は海洋研究開発機構（JAMSTEC）の河戸研究員で、小学生も親と一緒に参加していて、国立市民の意識の高さを感じました。

内容を若干要約して述べますと、深海とは200メートルより深いところで、深海の生物は一般にあまり知られていません。また、深海では生物同士の喰う、喰われるを見る機会は少なく、十分ではないが食物連鎖が存在するという説明に正直私は驚きました。

では、深海で頂点に立つ生物トッププレディター、つまり頂点捕食者は誰なのか、大変興味を引くわけです。海の表層部分や沿岸ではシャチとかホオジロザメということです。では、深海では深海ザメや硬骨魚であるらしいと。

結びになります。私は国立科学博物館で「深海 2017 特別展」を見る機会を得て、講演会とあわせて生涯学習課に大変感謝いたします。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（５） 議案第 42 号 平成 29 年度教育費（９月）補正予算（追加）案の提出について

○【是松教育長】 それでは次に議案第 42 号、平成 29 年度教育費（９月）補正予算（追加）案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 42 号、平成 29 年度教育費（９月）補正予算（追加）案の提出についてご説明をいたします。

本議案は 9 月に開催されます、市議会第 3 回定例会に追加の補正予算案を提出するため、提案するものです。議案を 1 枚おめくりください。

今回は歳出予算 1 件です。款 10 教育費、項 6 社会教育費、目 4 芸術小ホール費、事務事業、芸術小ホール管理運営費、節 11 需用費、細節 6 修繕費につきまして 130 万円を増額するものでございます。これは、平成 28 年度の建築指導事務所による芸術小ホールの定期検査において、地下スタジオ系統の排煙設備の風量が不足しているとの指摘を受け是正指導されていることから、その対応として地下スタジオ排煙ファン系統のダクト工事を実施するための費用を新たに計上するものです。

平成 29 年度教育費（９月）補正予算（追加）案の内容は以上のとおりとなっております。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

緊急な修繕を要するというので、改めて 9 月補正予算にこの分を追加させていただくという内容でございます。よろしく願いいたします。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 42 号、平成 29 年度教育費（９月）補正予算（追加）案の提出については、可決といたします。



○議題（６） 議案第 43 号 国立市図書館条例の一部を改正する条例案について

○【是松教育長】 次に、議案第 43 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、議案第 43 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてにつきまして、ご説明させていただきます。

これは、さきの平成 29 年 6 月に開催されました国立市議会第 2 回定例会において、国立市の町区域が新設及び変更されましたことに伴い、国立市図書館条例別表中のくにたち中央図書館青柳分室の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

表紙を 2 枚おめくりください。国立市図書館条例新旧対照表のとおり、右側に記載されております別表の「国立市青柳 244 番地」を左側に記載されております「国立市青柳 2 丁目 8 番地の 60」に改め、附則といたしまして施行日を平成 29 年 11 月 20 日からとするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第 43 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案については、可決といたします。



○議題（７） 議案第 44 号 国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 44 号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 44 号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

国立市教育相談員規則は、市内の児童・生徒等の心身ともに健全な発達と教育の充実を図るため、国立市教育相談室における相談業務の運営に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の規則の一部改正は、大きく 3 点になります。お手元の資料 2 枚をおめくりいただいて、新旧対照表をごらんください。

1 点目は、専任相談員の資格要件についてです。現在、臨床心理士等の資格を有することを募集要件としておりますので、実態に合わせ第 2 条第 2 項に「臨床心理士その他の」資格要件に追記しております。

2 点目は、専任相談員の職務についてです。近年増加している特別支援教育に関する内容と、スクールソーシャルワーカーや市の発達支援室など、他の相談員や相談機関との連携が求められることから、第 3 条の専任相談員の職務の（２）として「特別支援教育及び就学先に関する相談」、（３）として「市内の他の相談機関との連携に関する事」を追記しております。

3 点目は、教育センター所長に教育相談業務運営における指導的立場を明確にするために、第 2 条第 3 項の専門相談員に「学校教育の経験を有する者」を加え、あわせて第 3 条第 2 項の専門相談員の職務に「相談事業の運営に関する事」を追記しております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第44号、国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案については、可決といたします。



○議題(8) 報告事項2) 市教委名義使用について(4件)

○【是松教育長】 次に、報告事項2、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成29年度7月分の教育委員会後援等名義使用についてです。

お手元の資料のとおり、承認4件でございます。

まず、「憲法とわたしたち・連続講座」実行委員会主催『「憲法とわたしたち・連続講座」その49』です。今回は「日本国憲法施行70年にあたって私たちの憲法に習熟しよう」をテーマに、平成29年8月19日14時より、国立市公民館講座室において講座を開催します。参加費は、資料代500円となっております。

2番目は、マミューズ主催の『「オーケストラMumuseへようこそ」東京公演～さあ、でかけよう！オーケストラと音楽の旅へ～』です。子どもとその保護者を対象に、音楽活動や音を使った創作活動を通して、音楽の持ち合わせるさまざまな多様性について体験することを目的に、演奏会やワークショップを平成29年9月3日10時半より、ルネこだいら中ホールにおいて開催いたします。入場料は1席1,000円で、プレコンサート及びワークショップは1人500円、別途かかります。

3番目は、国立市体育協会主催の「第56回国立市民体育祭」です。市民の健康づくりと生涯スポーツの振興を図ることを目的に、加盟団体による野球、サッカー、テニスなどの各種球技、武道、水泳、陸上など合計20種目の競技会を平成29年8月26日から平成30年3月3日までの間、開催いたします。参加費は有料で、金額は競技会により異なります。

4番目は、わくわくこどもフェスタ実行委員会主催の、「第5回わくわくこどもフェスタ」です。子どもたちを対象にした文化芸術の体験の場づくりと参加団体間の交流、関係づくりを目的に、コンサート、工作ワークショップ、伝統あそびなどのイベント開催を平成30年2月25日11時より、くにたち市民芸術小ホールにおいて開催いたします。参加費は無料です。

以上4件につきまして事務局で審議し、妥当と判断し、名義の承認をいたしましたので報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)



○議題(9) 報告事項3) その他要望書について(2件)

○【是松教育長】 それでは、ないようでしたら、報告事項3、その他要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 その他要望書については2件となっております。

子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、『「指導要領解説 社会科編」62頁・102頁・105頁の、政治的中立性に違反し、児童の発達段階に考慮していない記述を削除するよう、文科省等に意見書を出して頂きたい要望書』、また、市民の方より、国立市の教職員の勤務実態に関する要望書をそれぞれいただいております。

以上です。

○【**是松教育長**】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等いただきますが、2件出ております。そのうち、後者のほうの国立市の教職員の勤務実態を報告事項として挙げてほしいというご要望でございますので、これは現在、国立市の教職員の勤務実態についてどのようになっているのか、また、その現状や課題、それに対する取り組み等について、報告できることがあれば事務局のほうからお願いしたいと思います。

三浦教育指導支援課長。

○【**三浦教育指導支援課長**】 では、国立市立小・中学校の教職員の勤務実態について説明をいたします。

学校では、「東京都立学校職員出勤記録整理規程」に基づき、日ごとに出勤簿への押印という方法で勤務管理をしています。押印の有無で確認をしておりますので、出勤や退勤時刻の把握はしておりません。

一般論になりますが、文部科学省が平成29年4月に公表した「勤務実態調査」では、平日の教員1日当たりの学校にいる時間が、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分となっています。この数値は、平成18年度の調査と比較して、小学校で43分の増加、中学校で32分の増加となっています。本市においても、おおむね同様の状況であるかと認識しております。

このような状況を踏まえて、国立市としても教員の働き方改革としての取り組みを進めております。学校では、校務分掌組織を見直し重複業務の削減、行事や会議の精選、定時退庁デーの設定など教員のワークライフバランスの確保に努めています。教育委員会としても、研修会や会議の回数の削減、報告書の様式の簡素化等を進めています。

教員の働き方改革については、文部科学省も中央教育審議会へ検討の諮問、東京都教育委員会でもプロジェクトチームを発足し検討を進めています。今後は、国や都の動向を踏まえて、国立市立学校の教員の働き方改革を進めていきます。

説明は以上になります。

○【**是松教育長**】 1点目の要望について、今、事務局のほうからご報告をいただきました。これにつきまして、感想やご意見等ございましたらよろしく願います。

山口委員、お願いします。

○【**山口委員**】 今、三浦課長からも報告がありました、教員の労働状況は、国としても大きな問題になってきているし、教員以外の職種においても労働の実態とかいろいろ言われているところで、教育委員会からすると、先生方の働き方に非常に興味を持っています。

私自身が感じているところとしては、実態としてできるだけ軽減しようとしている。ただ、先ほど言われましたように道徳が教科化され、本来の仕事だとは思うのですけれども、ふえてきていることは、全体の流れとしてはあると。できるだけ本来の仕事以外の事務的なことであるとか、さまざまなことが簡素化できるように工夫をしていくことで、それは各学校、国立市としてもやっているのを横で見ているので、非常に感じているところでございます。

各学校のリーダー研修会においても、数年前に各学校でどのような工夫をしているのかといったことを何回か聞いた記憶がございます。

もう一つは、実際に働いている先生方はどんな感触を持たれているのか、こちらのほうが大きいかなと思うのです。先ほどの研修会に参加された先生方、今、夏休み中ですからいいタイミングだと思うのです。子どもを中心に自分自身が仕事をしているということが、研修会に参加された先生方を横で見ている、表情や動き、子どもとの接し方、それは肌で感じる部分であるので、国立市ではうまくいっているなど感じています。これが途切れないように、過剰にならないように、しっかり現状維持をしながらより良い方

向に工夫をしていく。市民の方もぜひ、その辺の応援をしていただけるとありがたいなと思っているところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

教員の超過勤務というか過重労働については、新聞、マスコミ等でも今、話題になっております。ご存知だと思いますけれども、教員の場合、一般公務員と違うところは、超過勤務手当というのがないのです。一般の職員は、勤務時間1時間残業すれば、単価に応じた手当が出ることになってはいますが、教員の場合はいわゆる超過勤務手当、時間外勤務手当というものはありません。かわりに、給料の4%の相当額が教員調整額という形で給料に上乗せされているのですけれども、4%が何時間分の労働に相当するかというと、せいぜい6、7時間分くらいにしかならないということで、それ以上いくらやっても超過勤務手当は出ない、ただ働きになってしまうということなのです。

この制度が一つ問題にもなっております。つまり、いくらやってもこれは残業稼ぎとかそういうのではなく、自発的な仕事として何時間でもやって構わないだろうと、別にそれでお金をもらうわけではないのだから、やりたいだけやりますよという先生もいらっしゃるわけです。

これは、子どもたちの指導について事前に十分な教材研究をしたいということであったり、あるいは学校全体としていろいろな行事に取り組むときに、子どもたちの安全で楽しい行事を遂行するために、十二分な準備を進めたいということ。それから、中学生になりますとクラブ活動の中で少しでも子どもたちにいい成績を取らせたい、上の大会に臨ませたいというような教員のいわゆる職務本能として、必要以上に自発的で無制限な残業をしてしまうところがどうしてもあります。

そういった意味では、一つ大きな制度としてこの問題を考えていかなければいけないと思うのですが、先ほど山口委員からもありましたように、今、学校の教育課程の中ではさまざまな課題が文科省からも持ち込まれております。これから、英語教育等を始めていく中で授業時数もふえていく状況があり、ますます教員の働き方については、何らかの抜本的な対策をしなくてはいけないということになります。これは、国立市1市で到底できることではございません。そのような中で、先ほど三浦教育指導支援課長からもありましたように、今、中教審で国として教員の業務内容の見直し等についての議論を戦わせておまして、この答申が年内中に出て、それを踏まえて文科省としても何らかの対応を図っていくというようなことが言われております。

また、それとは別に東京都においても教員の働き方改革について、プランを打ち出してこうということでプロジェクトチームをつくって取り組んでいるところでございます。

以後、国立市においてもそういった国や東京都の動向を見ながら、その中で示された内容について、ともに教員の働き方改革について努めていきたいなと思っているところでございます。

私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この件については以上とさせていただきます。

もう1点の要望書について、ご意見、ご感想等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

今回の社会科の新学習指導要領の解説書についてでございます。解説書自体には、この要望者の方も書かれておりますが、法的拘束力がないということにはなっています。

私の意見として少し述べさせていただきますと、小4の社会あるいは小6の社会の防災に関する指導、これに自治体が消防、警察とともに自衛隊との連携協力や自衛隊への派遣要請を行うということをやった

ておりますが、これは、私は特に問題ないし、現在、さまざまな災害が起こる中で、自衛隊はその救助や災害の協力に当たっているということは、よくテレビ等で見る風景でございますので、その点については、子どもたちにしっかり教えていく必要があると思っています。

それから、小6の憲法の平和主義において、自衛隊に触れている点でございますけれども、これは多少言葉が確かに足りないのかなとも思います。自衛隊の存在について、自衛のための戦力の保持、それから自衛権、防衛権の範囲等に、これは個別的、集团的、それぞれ議論がされております。

また、憲法9条の修正ないしは改正の議論にまで今、高まっているという中で、平和主義と自衛隊の在り方については、確かに慎重を要すべきものだと思っています。

実は、小6の新しい社会の解説書の中では、こういうように書いてあります。「日本国憲法の基本的な考え方に着目するとは、日本国憲法に定められた基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の原則、天皇の地位、国民の権利と義務などの基本的な考え方について、関連する条文などを根拠に調べることである。このようにして調べたことを手がかりに、我が国のメッセージを捉えることができるようにする」というのが、これまで出ていたわけですが、ここにさらにつけ加えて、「なお、平和主義については自衛隊が我が国の平和と安全を守っていることに触れるようにする」というこの一文がついたということでございます。

平和主義すなわち自衛隊というのは、難しい図式だなと確かに思います。小学校6年生でここまで完璧に教え切れるのかなと思うところでございます。

この点、私は中学3年生の社会、公民的分野における指導要領の解説書は的を射ていると考えております。それはどう書かれているかという点、こういうように書かれています。「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について、多面的、多角的に考察、構想し表現すること」こう書かれておりますが、これをさらに詳しく解説しております。

「日本国憲法の平和主義を基には、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則における平和主義の原則についての学習との関連を図り、日本国民が第二次世界大戦、その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦の末期に受けた原爆の被害などの痛ましい経験から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しようとする願い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したこと。そして、人類が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに存在することを心より願っていることについて理解を深めることができるようにすることを意味している」となっています。

その上で、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について、「多面的、多角的に考察し、構想し表現するということは、各国が自国の防衛のために努力を払っていることに触れるとともに、歴史的分野における現代の日本と世界の学習などとの関連を踏まえつつ、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら平和主義を原則とする日本国憲法のもとにおいて、我が国の安全とアジア、ひいては世界の平和をいかにして実現すべきか。

さらに、我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献しているさまざまな国際貢献についての理解のもとに、国際社会における我が国の役割はどのようなものかということについて多面的、多角的に考察、構想し表現できるようにすることを意味している」というように、非常に詳しく解説をしております。

つまり、この解説の中では、平和主義ということのもとでの戦争放棄、憲法ができたことをもとに、そうはいっても、この新しい世界のさまざまな情勢の変化の中で、国際平和、あるいは自国の安全、法を守

っていくにはどういうふうにしたらいいのかを幅広いところから多面的、多角的に考察し考えていくべきだとなっております。

やはり、子どもたちに何も教えないというのはよくありません。しかし、一つのことだけを一方的に教えるのもよくないわけで、さまざまな考えがあり、さまざまなやり方があるということを子どもたちにしっかりと教えた上で、その基礎のもとに子どもたちが学習の中で自分の考えを育てていくことが、平和主義についても必要なのではないかなと思っているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、そういう感想を持ったところでございます。

ただ、一つだけ申し上げておきます。自衛隊を表現するときに、我が国の平和と安全を守ることを任務とするという表現はふさわしくないと意見書のほうには書かれておりますが、これは自衛隊法がそういうふうに定められておりますので、自衛隊の主たる任務はそれだとなっておりますので、法に沿った表現なのだろうなと私は思ったところでございます。以上です。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、要望書については、これくらいでとどめたいと思います。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますでしょうか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回でございます。9月26日火曜日午後2時から、会場は教育委員室を予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は9月26日火曜日午後2時から、会場はいつもどおり教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時38分閉会